

届書の書き方

届書は、黒インクのペンまたは黒のボールペンで、文字を略さずに、  
ていねいに書いてください。消せるボールペンや修正液は使用できません。

婚姻届

届出する年月日と市区町村名を書いてください。

●年 ●月 ●日届出  
川崎市○○区長 殿

受理 第 号	年 月 日	発送 年 月 日
送付 第 号	年 月 日	長印
書類調査	戸籍記録	記載調査
調査票	閉票	住民票
通知		

婚姻届と同時に住所変更届出をする場合は、新住所を書いてください。

どちらの氏を選ぶのか、必ずチェックします。

届出人及び証人の印鑑は、同姓でも異なる印鑑を使用してください。

(1)	氏名	夫になる人 カワサキ タロウ 氏 名 川崎 太郎	妻になる人 アサオ ハナコ 氏 名 麻生 花子
	生年月日	昭和 ○年 ○月 ○日	平成 ○年 ○月 ○日
(2)	住所	川崎市中原区○○町 1丁目2番 3-101号 カワサキ ハジメ	川崎市幸区○○町 1234番地 アサオ タダシ
	本籍	川崎市高津区○○町 9丁目9番	○○県○○市○○町 123番地 4
(4)	父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父 川崎 一 母 川崎 春子	父 麻生 正 母 麻生 桜
	結婚後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 新本籍(左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 川崎市中原区○○町1丁目2番 □妻の氏	
(5)	同居を始めたとき	平成31年 3月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	夫 □初婚 □再婚 □死別 □離別 年 月 日	妻 □初婚 □再婚 □死別 □離別 年 月 日
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事	<input type="checkbox"/> 天 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 天 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 天 <input type="checkbox"/> 妻 4. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 仕事をしている者のいない世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	届出人署名押印	夫 川崎 太郎 (川崎)	妻 麻生 花子 (麻生)
	事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
		夫 年 月 日	電話 044 123 4567 090 (123) 4567 自宅・勤務先 [ ] (携帯)
		妻 年 月 日	

- 届出人及び証人の署名欄は、必ず本人が自署してください。
- この届は、閉庁日(土曜日・日曜日および祝日)でも届け出ることができます。閉庁日の受付窓口は、区役所の守衛室になります。
- この届を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本(全部事項)または抄本(個人事項)が必要になります。あらかじめ1通用意してください。
- 届出の時には届出人(婚姻する人)の印鑑を持参してください。

証人は、この婚姻の事実を知っている20歳以上の人であれば、親族でも、それ以外のどなたでもなることができますが、2人必要です。(民法739条)

証人		宮前 幸太郎 (宮前)	多摩 和子 (多摩)
署名印	生年月日	昭和 ○年 ○月 ○日	昭和 ○年 ○月 ○日
住所	本籍	川崎市宮前区○○町 1丁目1番地	川崎市多摩区○○町 2丁目2番 2号
		川崎市宮前区○○町 1丁目1番地	神奈川県○○市○○町 5丁目5番

婚姻する方が20歳未満のときは、その方の父母の同意が書面で必要です。証人欄への署名で、片方の父母の同意書を兼ねることができます。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

新しく戸籍が作られる場合のみ、婚姻する二人の新本籍を書いてください。

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎マイナンバーカードやマイナンバー通知カードをお持ちで、届出により券面内容に変更が生じる場合は窓口でカードを御持参ください。
- ◎国民健康保険加入者は、被保険者証を御持参ください。
- ◎国民年金加入者は年金手帳を御持参ください。

(参考) 川崎市ホームページ「婚姻届」  
<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000037159.html>